



返戻金制度について

本所が有料職業紹介業を行い、就職した者が就職者本人の事由で退職した場合、受領した手数料の一部を下記の条件にて返戻するものといたします。（求人者の提示条件に虚偽等が認められた場合には、この限りではありません）

返戻条件	返戻率
3 ヶ月以内での退職	受領した手数料の 7 0 %
3 ヶ月超 6 ヶ月以内での退職	受領した手数料の 5 0 %

※返戻条件の期間例（4/1 入社の場合）

- ・ 3 ヶ月以内：4/1～6/30
- ・ 3 ヶ月超 6 ヶ月以内：7/1～9/30

ご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせください。